

宮古島市ふるさと納税寄附金委託業務(2) 仕様書

1 名 称

宮古島市ふるさと納税寄附金委託業務

2 委託期間

契約日から平成33年3月31日まで

3 業務内容（基本業務）

- ① インターネットを利用したふるさと納税ポータルサイト上における、本市のページ開設、サイト運用等に関する業務。ただし、本市で現在活用しているポータルサイト（「ふるぽ」及び「ふるさとチョイス」）を除く。
- ② 寄附者に提供する返礼品の取り扱い（募集等）、発注及び配送に関する業務
- ③ 寄附者等からの問い合わせ、苦情対応に関する業務
- ④ 前各号の他、本業務が円滑かつ効果的に運用されるための業務

4 業務の仕様

(1) 受付サイトの機能に関すること

- ア 寄附金の使用用途及び寄附金額に応じた返礼品の指定受付ができること
- イ 寄附金のクレジット決済が可能であること
- ウ 返礼品取扱事業者の在庫状況に応じて受付サイトの更新（表示切替）ができること
- エ 本市からの要請に応じ受付サイトの修正・更新が随時可能であること

(2) 受付実績の月次報告に関すること

- ア 毎月末日における寄附金の受付実績について、翌月10日までに本市へ報告書を提出すること

(4) 返礼品の取り扱いに関すること

- ア 本市の特産品を幅広く取り扱うこと
- イ 本市のPRに繋がる魅力ある返礼品を企画造成すること
 - ※本市と事前に調整のうえ、取扱事業者との交渉も行うこと
- ウ 本市が指定する返礼品については、原則取り扱うものとする

(5) 返礼品の発注及び配送に関すること

- ア 寄附者への返礼品の発送は、受注後、速やかに行うものとする。但し、特別の事情により納品が寄附金収納後期間を要する場合は、その理由を付し、寄附者及び本市に通知す

ること

イ クール便での発送にも対応すること

ウ 毎月末日における返礼品の発注状況を集計のうえ、寄附金の受付実績の報告と併せて本市に報告すること

エ 寄附者進呈用のカタログ・申請書等を作成した場合は、本市にも紙ベース又は電子データを提供すること

(6) 寄附者等からの問い合わせ等に関すること

ア 寄附者等からの本業務に関連する問い合わせや苦情等に対しては、誠実に対応するものとし、重要事項である場合は、遅滞なく本市へ対応経過を報告すること

(7) 情報発信・PRに関すること

ア 寄附者・寄附金の拡大及び特産品のPRを図るため、積極的に情報発信を行うこと

イ その他、本業務の成果を上げるため、随時必要な企画提案を行うこと

(8) 情報管理に関すること

ア 本業務の履行にあたっては、個人情報等の保護、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等から保護するため、適切な管理を行うこと

イ 本業務に関する一連の情報及び資料等については、電磁的記録及び書面により5年間保存すること

(9) 委託料に関すること

委託料は委託期間の寄附見込額256,400,000円（平成30年度：66,500,000円、平成31年度：94,950,000円、平成32年度：94,950,000円）を想定し算出するものとし、経費に係る見積書については次の内容で作成すること。

1. 返礼品対応業務

ア 返礼品購入費（寄附額×30%（税込））

イ 返礼品送料（実費：寄附額×10%程度）

ウ 直接人件費

2. その他経費

※内訳については旅費、広告費等の費目を記載する。

3. 再委託費

エ ポータルサイト運営費

4. 一般管理費

オ 一般管理費（（返礼品対応業務＋その他経費）×10%以内）

5. 消費税

カ 消費税

(9) 委託料等の請求・支払に関すること

受託者は、月次報告後、当該報告月分に係る委託料について本市に対し請求書を送付し、本市は請求書の受理後、原則 30 日以内に当該請求に基づく委託料を受託者に支払うものとする。

ただし、双方協議の上、委託料の支払い方法に関しては協議できるものとする。

5 報告及び検査

本市は必要があると認めるときは、受託者に対して業務の履行状況その他必要な事項について調査及び報告を求めることができる。また、必要に応じ、帳簿類その他の関係資料の検査を行うことができる。

6 再委託の禁止

受託者は、本業務の全部を一括して又は指定した部分を第三者に委託してはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託することについて、あらかじめ書面で本市の承諾を得たときはこの限りではない。

7 その他

本仕様書に明記していない事項であっても、業務遂行上当然に必要と認められる事項は、受託者の責任において実施するものとする。

その他、定めのない事項については、受託者との協議により決定する。

8 協議

この仕様書について、質疑が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度本市と協議すること。